

住民監査請求制度について

《住民監査請求とは》

「住民監査請求」は、田川市民の方が、市長や職員などの違法又は不当な「財務会計上の行為又は怠る事実」についての監査を求め、その防止や是正などの必要な措置を講じることを求める制度です。

《住民監査請求の対象事項》

住民監査請求ができるのは、田川市長や市職員などに、次に掲げる違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があり、市の財政に損害を与える場合です。

1. 違法又は不当な

- 公金(委託費、補助金の支出など)の支出
- 財産(土地、建物、物品など)の取得、管理、処分
- 契約(売買、工事請負契約など)の締結、履行
- 債務その他の義務の負担(借入など)

2. 違法又は不当に

- 公金の賦課徴収を怠る事実(市税の徴収など)
- 財産の管理を怠る事実(市有地や市の債権の保全管理など)

※「1」の行為が行われることが、相当の確実さで予測される場合も含まれます。

《住民監査請求の請求者》

- 住民監査請求ができるのは、田川市内に住所を有する方です。
- 納税、選挙権、国籍などは問いません。
- 個人に限らず、法人もできます。

《住民監査請求の請求期間》

「1」の行為のあった日、又は終わった日から1年を経過したときには、正当な理由がある場合を除き、住民監査請求をすることができません。

「2」については、その事実が継続している限り、請求期間の制限はありません。

《住民監査請求の受付》

- 監査請求書(地方自治法施行規則第13条規定の様式)を作成し、事実を証する書面を添付して提出してください。
- 提出にあたっては、監査事務局へ直接お持ちになるか、郵送してください。
- 代理人の場合は、委任状が必要です。

《住民監査請求の受理・却下》

- 請求書受付後に要件審査を行い、要件を具備していると認めるときは請求を受理し、審査を実施します。
- 要件審査の結果、請求が明らかに要件を具備していない場合、または補正を要求しても補正に応じない場合などは「却下」となり審査は行いません。

《監査の期間》

監査及び勧告は請求があった日から60日以内に行われます。

《住民監査請求の結果》

監査結果は「勧告」「棄却」「却下」の3通りです。

1. 監査委員が請求に理由があると認める場合

監査委員は、市長などへ必要な措置を「勧告」します。

2. 監査委員が請求に理由がないと認める場合

監査委員は、請求を「棄却」します。

3. 監査を行った結果、請求の要件に不備があると判明した場合

監査委員は、請求を「却下」します。

《住民訴訟について》

請求人が監査結果などに不服な場合は、住民訴訟を提起することができます。
なお、住民訴訟の対象事項とその期間には、次のような制限がありますので、ご注意ください。

	住民訴訟ができる場合	住民訴訟ができる期間
1	監査結果や勧告の内容に不服がある場合（監査を実施せず却下された場合も含みます）	監査結果などの通知があった日から30日以内
2	監査委員の勧告を受けた、市長や職員などの措置に不服がある場合	措置にかかる監査委員の通知があった日から30日以内
3	監査委員が、監査請求のあった日から60日以内に監査又は勧告を行わないとき	60日を経過したときから30日以内
4	監査委員の勧告を受けた市長や職員などが、必要な措置を講じない場合	勧告において示された期間を経過してから30日以内